

愛媛県廃棄物処理施設
設置等審査会会議資料

日時：令和7年1月30日(木) 13:30～

場所：愛媛県水産会館 6階大会議室

愛媛県松山市二番町4丁目6-2

愛媛県廃棄物処理施設設置審査会次第

1 開 会

2 議 事

産業廃棄物処理施設変更許可申請について

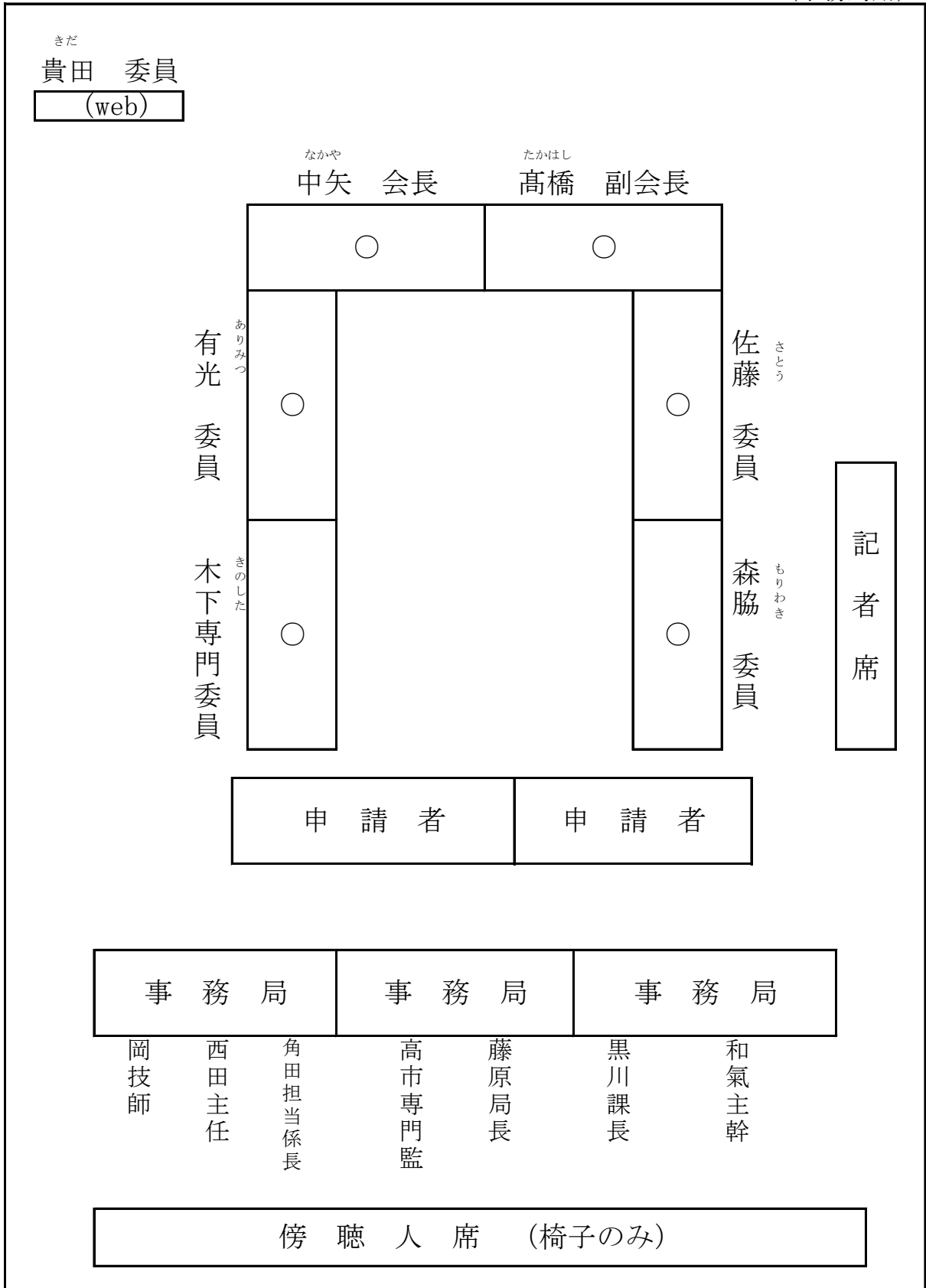
- ・ 有限会社明越産業（管理型産業廃棄物最終処分場の嵩上）

3 閉 会

愛媛県廃棄物処理施設設置等審査会配席図

場所：愛媛県水産会館 6階大会議室

(事務局用)



愛媛県廃棄物処理施設設置審査会 委員名簿

〔 50音順 〕

職名	分野	氏名	備考
委員	騒音 振動	ありみつ ゆたか 有光 隆	愛媛大学大学院理工学研究科 元准教授
委員	廃棄物 処理	きだ あきこ 貴田 晶子	愛媛大学農学部元客員教授
委員	水質	さとう ひさこ 佐藤 久子	愛媛大学大学院理工学研究科元教授
副会長	化学物質	たかはし しん 高橋 真	愛媛大学大学院農学研究科教授
会長	水質 地下水	なかや ゆうじ 中矢 雄二	愛媛大学名誉教授
委員	大気質	もりわき りょう 森脇 亮	愛媛大学大学院理工学研究科教授
専門委員	土木工学 地盤工学	きのした なおき 木下 尚樹	愛媛大学大学院理工学研究科 教授

廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

昭和 45 年 12 月 25 日号外法律第 137 号

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 (略)

- 3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。
- 4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。廃棄物焼却施設及び最終処分場等）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、申請年月日等及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。
- 6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(変更の許可等)

第十五条の二の六 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が許可基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 3 都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。最終処分場及び焼却施設等）をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かななければならない。
- 5 前条第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。）は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(変更の許可等)

第十五条の二の六 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

- 2 第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。

愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱抜粋

平成3年8月23日告示第1288号

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、産業廃棄物の適正処理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (7) 事業者等 排出事業者及び処理業者をいう。
- (9) 処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。

(地域住民の同意等)

第9条 事業者等は、処理施設を設置する場合は、関係地域住民の同意を得なければならない。

- 2 事業者等は、産業廃棄物の処理に関し、関係地域住民との紛争の回避に努めるとともに、紛争が発生した場合は、責任を持ってその速やかな解決に努めなければならない。

(処理施設設置等の事前協議)

第11条 法第15条第1項の規定による処理施設の設置の許可又は法第15条の2の6第1項の規定による処理施設の変更の許可を受けようとする者は、あらかじめ産業廃棄物処理施設設置等事前協議書を知事に提出し、その旨を協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による協議を受けた場合においては、関係市町長の意見を聴くとともに、その内容を審査し、当該処理施設の設置又は変更に係る計画がこの要綱の規定に適合し、適正であると認めるときは、その旨を当該協議をした者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による審査の結果、当該処理施設の設置又は変更に係る計画を改善し、又は廃止する必要があると認めるときは、その旨の指示を行うものとする。
- 4 知事は、前項の規定による指示により、当該指示に係る事項が改善されたと認めるときは、その旨を当該指示をした者に通知するものとする。

愛媛県廃棄物処理施設設置審査会設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項又は第15条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可をする場合において、専門的知識を有する者等の意見を聴くため、廃棄物処理施設設置審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査し、知事に意見を述べる。

- (1) 法第8条の2第1項第2号及び第15条の2第1項第2号に掲げる事項
- (2) その他一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 専門の事項を審査させるため必要があるときは、審査会に専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員及び専門委員は、法第8条の2第3項及び第15条の2第3項に規定する専門的知識を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 専門委員は、前条第2項に規定する専門の事項の審査が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審査会を代表し、審査会の任務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、県民環境部環境局循環型社会推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

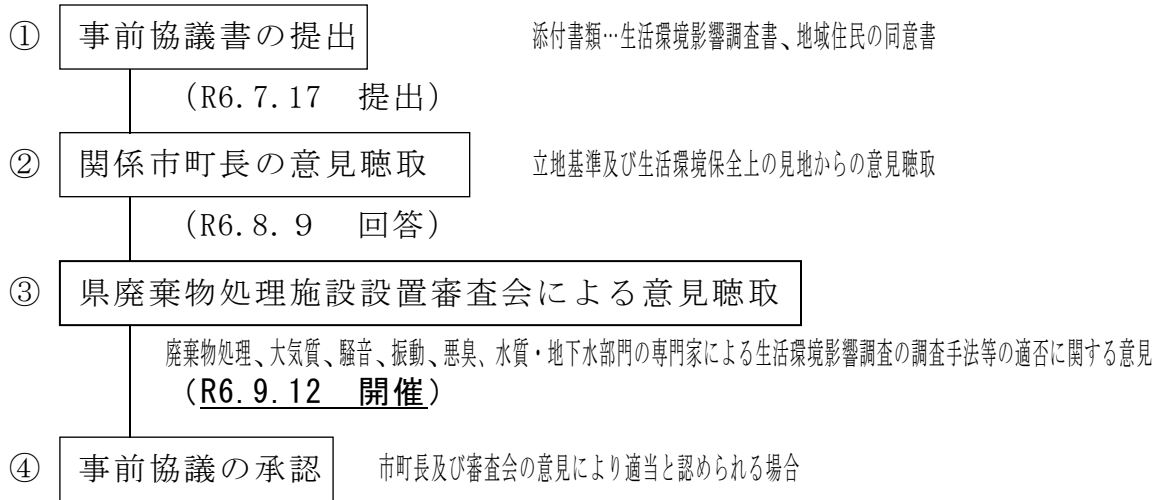
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

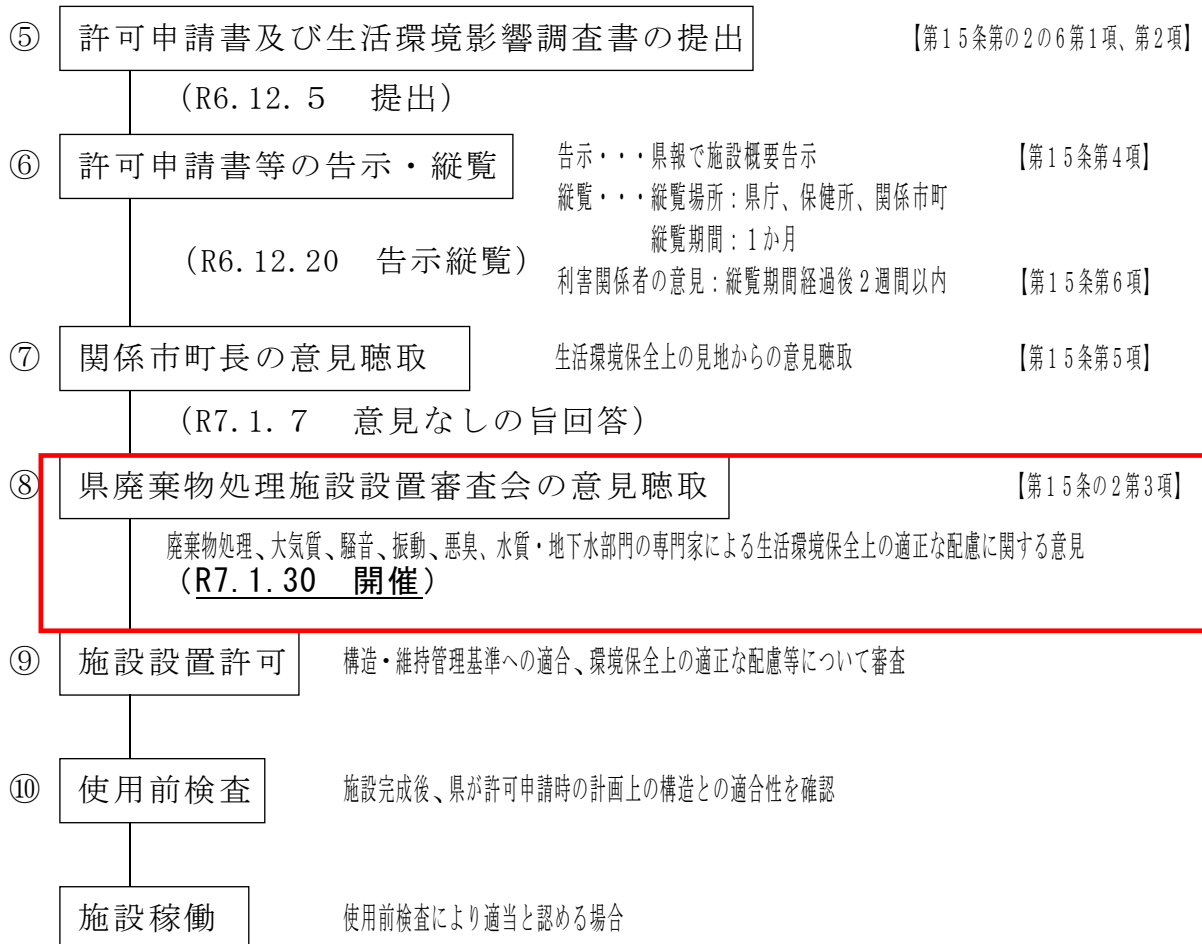
この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

有限会社明越産業の産業廃棄物処理施設変更許可手続フロー

【事前協議（許可申請前手続）：県産業廃棄物適正処理指導要綱第11条】



【許可申請（事前協議終了後）：廃棄物処理法第15条、第15条の2の6】



産業廃棄物処理施設変更許可申請の概要

1 申請者

西条市船屋7番地1

有限会社明越産業 代表取締役 羽瀧 文治

2 施設変更計画の概要

同社は、同所において昭和60年より、産業廃棄物処理業を行ってきた。今回、変更を計画する管理型最終処分場は、平成3年より埋立てを開始し、平成19年に嵩上の変更許可を取得し、事業を継続してきた。今般、残余容量が少なくなったため、さらに嵩上げを行い、処分場を拡大することを企図した。

また、現在、同社が埋め立てしている廃棄物は、燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、ばいじん、処分するために処理したもの及び廃石綿等の14種類であるが、新たに廃油（タールピッチ類に限る。）及び動植物性残さの2種類を追加する。

3 施設の概要

(1) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物処理法施行令第7条第14号のハに定める管理型最終処分場

(2) 設置場所

西条市船屋字揚梅谷乙8番1 外2筆

(3) 処分場の規模

○埋立面積、埋立容量及び排水量

	変更前	変更後	増加分
埋立面積(m ²)	52,143	67,916	15,773
埋立容量(m ³)	696,744	1,221,024	524,280
最大放水量(m ³ /日)	450	600	150

4 施設の位置図



5 関係市町からの意見

関係市町である西条市からの意見は特になし。

6 利害関係からの意見

令和6年12月20日から意見を受け付けているが、本日時点で意見なし。
(意見提出締切：令和7年1月31日(金))

7 関係地域住民の同意

最終処分場の周辺の住民等に対し、本計画の説明を行った上で、最終処分場を変更(嵩上)することについて同意を得ている。

西環第 408 号の 3
令和 7 年 1 月 7 日

愛媛県知事 中村 時広 様

西条市長 高橋 敏明

産業廃棄物処理施設変更許可申請に係る意見について（回答）

令和 6 年 1 2 月 1 0 日付 6 循第 4 2 8 号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

有限会社明越産業 代表取締役 羽渕 文治から提出のあった産業廃棄物処理施設変更許可申請に対し、生活環境保全上の見地からの意見は特にありません。

【担当】

西条市環境部 環境政策課
環境推進係 青野
TEL 直通 0897-52-1382